

## 「子ども・子育て支援新制度」の概要について

### 1 子ども・子育て関連3法について

幼児期の学校教育・保育，地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため，次の3つの法律が平成24年8月に成立

#### (1) 子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所で異なっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化

#### (2) 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について，幼稚園部分と保育所部分で異なっている所管庁を一本化（都道府県から政令市・中核市へ）

#### (3) 関係法律の整備法

上記2つの法律の施行に伴い，児童福祉法などの関係法律を改正

新制度の開始時期は，消費税率の引上げ時期（平成27年10月に10パーセント）を踏まえて，平成27年4月からの本格施行が予定されている（前段として，平成26年4月から消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられた。）。

### 2 現行制度からの主な変更点

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

ア 3歳以上の全ての子どもへの学校教育と，保育の必要性がある子どもへの保育について，個人の権利として保障する観点から，給付制度を導入

イ 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に対する共通の給付制度の導入により，いずれの施設を利用した場合でも，共通の仕組みで公費の対象

ウ 保護者に対する個人給付を基礎とし，確実に教育・保育に要する費用に充てるため，法定代理受領（事業者が代理で給付を受領）の仕組みを構築

#### (2) 市町村が制度の実施主体

ア 「幼稚園の所管は県」，「保育所の所管は市」と分かれている制度の実施主体を，給付の仕組みを構築（給付確認）することにより，市町村に一本化

イ 市町村は，5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し，計画的に幼児期の学校教育・保育，地域子ども・子育て支援事業を提供する責務を負う。

ウ 市町村は，利用者が必要なサービスを受けられるよう，きめ細やかな利用支援を実施

#### (3) 子ども・子育て支援の量・質の充実

ア 消費税率引上げによる財源を活用した，子ども・子育て支援の量・質の充実

イ 量の拡充として，市町村による計画的な施設整備，小規模保育等（新たに公費対象として追加）の多様な保育の充実（事業所内保育も一定の地域枠を設けた場合は，給付の対象）

ウ 質の改善として，3歳児の配置基準（20：1⇒15：1）を実施した場合の保育士配置や子育て支援・療育支援を担う専任保育士配置に対する給付費の加算措置，職員の処遇改善等

### 3 給付・事業の全体像

子ども・子育て支援法により，下表のとおり規定

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	<p>○ <u>施設型給付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園</li> <li>・ 幼稚園</li> <li>・ 保育所</li> </ul> <p>○ <u>地域型保育給付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模保育 (利用定員 6 人以上 19 人以下)</li> <li>・ 家庭的保育 (利用定員 5 人以下)</li> <li>・ 居宅訪問型保育</li> <li>・ 事業所内保育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者支援</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 一時預かり</li> <li>・ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・ 養育支援訪問事業その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業</li> <li>・ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)</li> <li>・ 子育て短期支援事業</li> <li>・ 延長保育事業</li> <li>・ 病児保育事業</li> <li>・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) .....(*1)</li> <li>・ 妊婦健診</li> <li>・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> </ul>
	現金給付	

\* 1 改正後の児童福祉法第 34 条の 8 の 2 に基づき，必要な水準を確保するため，

**「(仮称) 宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」**

の制定が必要

### 4 給付対象としての「確認」

#### (1) 認可と確認

新制度における「施設型給付」又は「地域型保育給付」の支給対象となるためには，「認可」と合わせて「確認」を受けることが必要

- 「認可」の趣旨：設備及び運営に関する基準を満たしていること。欠格事由に該当しないこと。
- 「確認」の趣旨：支給対象施設・事業の類型に従い，市町村子ども・子育て支援事業計画に沿った認定区分ごとの利用定員を定めるなど給付を受けるための確認基準を満たしていること。

<施設類型ごとの「認可」と「確認」の根拠法と所管庁>

	施設・事業		認可		確認	
			根拠法	所管庁	根拠法	所管庁
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法（*2）	宇都宮市	子ども・子育て支援法	宇都宮市
		幼稚園型 保育所型	幼稚園部分：学校教育法	栃木県		
			保育所部分：児童福祉法	宇都宮市		
	幼稚園	学校教育法	栃木県			
	保育所	児童福祉法	宇都宮市			
地域型保育事業（*3）	小規模保育事業	児童福祉法	宇都宮市			
	家庭的保育事業（保育ママ）	〃	〃			
	居宅訪問型保育事業	〃	〃			
	事業所内保育事業	〃	〃			

\*2 幼保連携型認定こども園は、本市が認可庁となることから、

**「(仮称)宇都宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」**の制定が必要

\*3 地域型保育事業は、市町村による認可事業に位置づけられたことから、

**「(仮称)宇都宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」**の制定が必要

(2) 確認を受けることができる主体

ア 確認を受けることができる教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者は、法人に限る（施行前に現に認可を受けている施設は除く。）。

イ 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）については、法人でない場合でも対象

ウ 事業所内保育が地域型給付対象となるためには、当該事業所従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することが必須

(3) 確認を受けるための基準

各施設・事業の認可基準を満たす（認可を受ける）とともに、国の府省令に基づき市町村が条例で定める「運営に関する基準」を満たす必要がある。

⇒ 本市においては、確認を行うため、

**「(仮称)宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」**の制定が必要

## 5 利用者関係

### (1) 利用者負担の基本的な考え方

ア 利用者負担は、応能負担を基本とした共通の仕組みになり、その水準は、国が定める基準額を踏まえ、市町村が設定

イ 本市においては、国が定める基準額（案）を踏まえ、現在、検討中

### (2) 教育・保育給付を受けるための認定

ア 教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要（表1参照）であり、2号、3号認定は、更に「保育必要量」として「保育標準時間（11時間）」と「保育短時間（8時間）」の2区分が設定

⇒ 本市においては、保育の必要性を認定するため、

**「(仮称)宇都宮市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例」**の制定が必要

イ 保育を必要とする事由（2号、3号認定）は、別途内閣府令で定められる。

ウ 認定区分に応じて、利用できる施設や事業が異なる（表2参照）。

<表1：認定区分の種類>

	保育を必要とする子ども		保育を必要としない子ども	
3歳未満児	3号認定	保育標準時間	—	
		保育短時間		
3歳以上児 (就学前まで)	2号認定	保育標準時間	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間
		保育短時間		

<表2：認定区分による施設・事業の利用区分>

各認定区分に応じて、○印のついた施設・事業を利用することが可能となる。

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
教育・保育 施設	認定こども園	○*4	○	○*5
	幼稚園	○	*6	—
	保育所	*6	○	○
地域型 保育事業	小規模保育	*6	*6	○
	家庭的保育	*6	*6	○
	居宅訪問型保育	*6	*6	○
	事業所内保育	*6	*6	○

\*4 幼保連携型は定員設定しないことも可能

\*5 定員設定しないことも可能

\*6 特例給付による利用も可能